（様式１-a）

令和　　年　　月　　日

住所

商号または名称

代表者役職・氏名

令和７年度グリーンファイナンスサポーターズ制度への登録申請書
外部レビュー部門

標記について、別添のとおり提出します。

なお、申請書の提出に当たり、別紙暴力団排除に関する誓約事項を誓約します。

|  |
| --- |
| 担当者連絡先部署名：責任者名：担当者名：TEL：E-mail： |

１．申請者の概要

　貴社の概要についてご記載ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 所在地 | 〒  |
| TEL |  |  |  |
| 株主構成出資比率 | （株主名） | (出資比率) | 役員名 | （肩書き） | （氏名） |
|  | 　 |  | 　 |
| 　 |  | 　 | 　 |
| 　 |  | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 資本金 | 　百万円 |
| 従業員数 | 　人 |
| 主要な業務 |  |
| 業歴 |  |
| 主要な関連会社 | 　 |
|
| 申請書類作成担当者 | 担当者名：所属：連絡先（電話、E-mail）： |
|
|

２．登録申請する調達支援対象の金融商品

　今回登録申請する調達支援対象の金融商品についてご記入ください（複数の金融商品を調達支援対象として登録申請する場合は、その全てを選択してください）。

□　グリーンボンド （グリーン性を有するサステナビリティボンドを含む。）

□　サステナビリティ・リンク・ボンド

□　グリーンローン

□　サステナビリティ・リンク・ローン

３．グリーンボンド等市場やグリーンボンドガイドライン等に対する理解度

 　グリーンボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン（以下、「グリーンボンド等」という）市場の現状について記載してください。また平成29年３月策定・令和４年７月改訂・令和６年11月改定（左記ガイドラインが改訂となった場合は、最新版のガイドラインとする。）の「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」（以下「GB・SLBGLs」という。）、あるいは令和２年３月策定・令和４年７月改訂・令和６年11月改定（左記ガイドラインが改訂となった場合は、最新版のガイドラインとする。）の「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下「GL・SLLGLs」という。）のうち、自身が調達を支援する金融商品に関するガイドラインについて内容や趣旨を簡潔に記載してください。なお、複数の金融商品を扱う場合、同じ項目内でも金融商品ごとに内容を列記するなど、関連するガイドラインを全て包含した内容を記載してください。

|  |
| --- |
| ・グリーンボンド等市場の推移及び現状に対する見解等について・GB・SLBGLs又はGL・SLLGLs全体の概要や趣旨等について・GB・SLBGLs又はGL・SLLGLsの以下の項目について【グリーンボンド、サステナビリティボンド、グリーンローンの場合】（１）調達資金の使途　（２）プロジェクトの評価と選定のプロセス　（３）調達資金の管理　（４）レポーティング（５）グリーンボンド又はサステナビリティボンドフレームワーク（グリーンボンド又はサステナビリティボンドの調達を支援する場合にのみ記入してください）　（６）外部レビュー【サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの場合】（１）KPIsの選定　（２）SPTs の設定　（３）債券又はローンの特性　（４）レポーティング（５）検証 |

（※）A4版20枚以内程度の範囲で、別紙による説明も可能とする。

４．グリーンボンド等支援表明について

貴社が今後グリーンボンド等の支援を行う旨について表明する書類を提出してください。本表明の内容については原則公表するものとします。なお、表明の内容及び様式は自由ですが、必要に応じて（様式１添付）の記載例をご参照ください。

５．資金調達支援メニューの概要

貴社のグリーンボンド等の資金調達支援業務の概要や取組について、その業務名や内容、目的等を簡潔に記載してください。概要の公表状況についても記載してください（公表見込みの場合もその旨を記載してください ）。

|  |
| --- |
|  |

（※）A4版20枚以内程度の範囲で、別紙による説明も可能とする。

６．資金調達支援メニューの内容、実施方法

（１）グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンそれぞれについてGB・SLBGLsまたはGL・SLLGLsとの適合性確認を実施してください。その際、業務実施に要する日数、人数概算及び各商品の項目（GB・SLBGLs又はGL・SLLGLsが「しなければならない」／「べきである」／「望ましい」／「奨励される」とする事項）について、グリーンボンド等の資金調達フレームワークのGB・SLBGLs又はGL・SLLGLs適合性の確認方法を記入してください。

【グリーンボンド（グリーン性を有するサステナビリティボンドを含む）の場合】

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1-1.調達資金の使途についてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓グリーンボンドにおいて肝要なのは、その調達資金が適格なグリーンプロジェクトのために使われることであり、そのことは、証券に係る法的書類に適切に記載されるべきである。 | 1-1原則(1)べきである |  |
| ✓調達資金使途先となる全ての適格なグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その便益は発行体によって評価され、実現可能な場合は、定量的に示されるべきである。  | 1-1原則(1)べきである |  |
| ✓調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、適切な場合は、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにするとともに、該当する場合は、リファイナンス対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）を示すことが望ましい。  | 1-1原則(2)望ましい |  |
| ✓長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部レビュー機関による評価を受け確認するべきである。  | 1-1解説(7)べきである |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1-2.プロジェクトの評価と選定のプロセスについてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓グリーンボンドの発行体は、以下の点を投資家に対して明確に伝えるべきである。・適格なグリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標・発行体が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス・関連するプロジェクトに付随すると認識される社会的、環境的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報 | 1-2原則(1)べきである |  |
| ✓充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合には、上記のほか、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目標に合致すると判断するための規準（Criteria）についても策定し、事前に投資家に説明すべきである。 | 1-2解説(1)べきである |  |
| ✓発行体は、調達資金の充当プロセスに応じて、グリーンボンドの調達資金を充当したプロジェクトのリストを提供するか、又はポートフォリオレベルのみ報告することが望ましく、投資家その他の市場関係者が資金使途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の分類を示して行うべきである。 | 1-2解説(3)べきである |  |
| ✓ 調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。 | 1-2解説(3)望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトを評価・選定するに当たり、参照する環境基準・認証がある場合、それらについても事前に投資家に説明することが望ましい。 | 1-2解説(6)望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、環境関連部署などの専門性のある部署や、外部レビュー機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。 | 1-2解説(8)望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果を持つ場合には、投資家その他の関係者が適切に評価出来るよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。 | 1-2解説(11)べきである |  |
| ✓発行体はまた、以下を実施することが奨励される。・上記の情報を、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること。・関連する場合は、政府又は市場ベースのタクソノミー、関連する適格性規準（該当する場合は除外規準を含む）とプロジェクトの適合に関する情報を提供し、更に、プロジェクト選定において参照した環境基準又は認証を公開すること。・関連するプロジェクトから生じる、社会及び／又は環境への負のインパクトによる既知の重大なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。そのような緩和策には、明確かつ関連するトレードオフ分析の実施及び発行体が潜在的なリスクを有意義であると評価する場合に必要となるモニタリングが含まれ得る。 | 1-2原則(2)奨励される |  |
| ✓「発行体の包括的な目的、戦略、政策」とは、「中期経営計画、サステナビリティ戦略等」が考えられる。また、発行後も当該情報を中期経営計画、サステナビリティ戦略等の文脈の中に位置づけた上で投資家の求めに応じて説明することが望ましい。 | 1-2解説(14)望ましい |  |
| ✓環境基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。 | 1-2解説(15)望ましい |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1-3.調達資金の管理についてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓グリーンボンドによって調達される資金に係る手取金、あるいは手取金と同等の金額は、サブアカウントで管理されるか、サブポートフォリオに組み入れられるか、又はその他適切な方法のいずれかにより発行体により追跡されるべきである。 | 1-3原則(1)べきである |  |
| ✓当該手取金は、適格なグリーンプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。 | 1-3原則(1)べきである |  |
| ✓調達資金の管理については、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。 | 1-3解説(2)望ましい |  |
| ✓発行体は、グリーンボンドにより調達される資金の追跡管理の方法について、フレームワーク等により投資家に事前に説明すべきである。 | 1-3解説(3)べきである |  |
| ✓グリーンボンドにより調達した資金は、早期にグリーンプロジェクトへ充当するべきである。 | 1-3解説(4)べきである |  |
| ✓グリーンボンドが償還されるまでの間、追跡されている手取金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格グリーンプロジェクトへの充当額と一致するように調整されるべきである。  | 1-3原則(2)べきである |  |
| ✓発行体は、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。  | 1-3原則(2)べきである |  |
| ✓グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、発行体による調達資金の管理は、外部監査機関又はその他の第三者機関の活用によって補完されることが望ましい。  | 1-3原則(2)望ましい |  |
| ✓未充当資金の運用方法は、現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。 | 1-3解説(6)望ましい |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1-4.レポーティングについてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓発行体は、資金使途に関する最新の情報を作成・維持し、容易に入手可能な形で開示すべきであり、また、その情報を調達資金がすべて充当されるまで年に一度は更新し、かつ重要な変化があった場合は速やかに更新すべきである。この年次報告書には、グリーンボンドの調達資金が充当されている各プロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待されるインパクトが含まれるべきである。 | 1-4原則(1)べきである |  |
| ✓守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、又は対象プロジェクトの数が多く詳細な情報を提供することが制限される場合、提供する情報を一般化した形、又は集計したポートフォリオ単位（例えば、一定の分類への充当割合）で開示することが望ましい。 | 1-4原則(1)望ましい |  |
| ✓調達資金を既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当した場合、ⅰ）調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、ⅱ）どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当されたのか、が開示事項に含まれることが望ましい。 | 1-4解説(6)望ましい |  |
| ✓期待される及び／又は達成されたプロジェクトのインパクトを伝える上では、透明性が特に重要である。そのために、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、実現可能な場合には、定量的なパフォーマンス指標を使用すること及び定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定を開示することが望ましい。  | 1-4原則(2)望ましい |  |
| ✓環境改善効果の開示に当たっては、実現可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。  | 1-4解説(10)望ましい |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 2-1.グリーンボンド・フレームワークについてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓発行体は、グリーンボンド・フレームワーク又は法定書類により、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラムがグリーンボンド原則の４つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）に適合していることを説明すべきである。 | 2-1原則(1)べきである |  |
| ✓当該グリーンボンド・フレームワーク及び／又は法定書類は、投資家が容易にアクセス可能な形式で参照できるようにすべきである。  | 2-1原則(1)べきである |  |
| ✓発行体は、グリーンボンド・フレームワークにおいて、発行体の包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って、関連する情報を要約することが望ましい。 | 2-1原則(2)望ましい |  |
| ✓発行体は、プロジェクトの選定において参照されたあらゆるタクソノミー、環境基準、又は認証を公開することが奨励される。  | 2-1原則(2)奨励される |  |
| ✓基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどのように適合しているのかを併せて説明することが望ましい。加えて、外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果についても説明することが望ましい。 | 2-1解説(4)2-1解説(5)望ましい |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 2-2.外部レビューについてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓グリーンボンド発行後、発行体による調達資金の管理は、グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、外部監査機関又は第三者機関の活用によって補完されることが望ましい。  | 2-2原則(1)望ましい |  |

【サステナビリティ・リンク・ボンドの場合】

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1.KPIsの選定についてのGB・SLBGLs適合性確認 | **記入例（削除してご記入ください）**３～12日（休日を除く実働日数）３～６名 |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓KPIsは企業発行体の中核となるサステナビリティ及び事業戦略にとってマテリアルであるべきであり、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及び／又はガバナンスの課題に対応し、また経営陣のもとで管理されるべきである。 | 1-原則べきである | **記入例（削除してご記入ください）**発行体の事業戦略の確認、発行体の戦略における対象KPIの位置づけの確認 |
| ✓KPIsは以下であるべきである。・企業発行体のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、かつ、発行体の現在及び／又は将来的な事業において戦略的に大きな意義のあるもの。・発行体全体のサステナビリティ戦略又は方針と整合的であり、かつ、その発行体にとって最もマテリアルな戦略的側面を反映しているもの。例えば、KPIは戦略／方針の開示に含まれるかそれをサポートするものであり、特にCO2排出削減が困難なセクター（hard-to-abate sector）については移行計画によってサポートされるものである。・一貫した方法に基づき測定可能、又は定量化が可能なもの。・外部からの検証が可能なもの。・ベンチマーク化が可能であるもの、すなわち、SPTsの野心度に関する評価を容易にするために、可能な限り外部参照情報又は定義を活用するもの。  | 1-原則べきである | **記入例（削除してご記入ください）**KPIがビジネス全体にとって中核的かつ重要であり、高い戦略的意義を持つこと等を確認 |
| ✓投資家が、選定されたKPIsの過去のパフォーマンス評価を行うことができるように、発行体は可能な場合には、過去の年次報告書やサステナビリティ・レポート、国が決定する貢献（NDC）等にかかる不定期又は非年次な報告書に含まれているKPIsを選定することが奨励される。  | 1-原則奨励される |  |
| ✓過去に開示されたことのないKPIsである場合には、発行体は可能な限り、KPIsの値に関して少なくとも過去３年分の外部検証された値を提供すべきである。  | 1-原則べきである |  |
| ✓KPIsの選定の際には、技術的な進歩と規制環境の変化にも配慮すべきである。  | 1-原則べきである |  |
| ✓発行体は、KPIs選定の根拠及びプロセスに関する情報、及び発行体のサステナビリティ戦略におけるKPIsの位置付けを、投資家に明瞭に説明することが望ましい。 | 1-原則望ましい |  |
| ✓KPIsは明確に定義されるべきで、また、適用対象範囲（例：SPTの対象となる発行体のCO2排出量の割合）、及び、計算方法論（例：KPIsとなるCO2排出量が原単位排出量の場合はその分母の明確な定義）、ベースラインの定義に関する情報を含めるべきである。 | 1-原則べきである |  |
| ✓実現可能な場合には、科学的根拠に基づく計算、又は業界基準／国際的に広く認知されたデータに対するベンチマーク化（例：SMARTの法則－具体的、測定可能、達成可能、関連性があり、かつ期限設定を意識して設定）がなされるべきである。 | 1-原則べきである |  |
| ✓発行体は少なくとも１つの中核的なKPIを選択することが奨励される。（二次的なKPIを設定する場合には、当該KPIは原則として、中核的なKPIを補完するものと考えるべきである。） | 1-解説(2)奨励される |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 2.SPTsの設定についてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓SPTsは真摯かつ誠実に設定されなければならず、発行体はSPTsの達成に重大な影響を及ぼし得る戦略的な情報を開示すべきである。 | 2-原則(1)べきである |  |
| ✓SPTsは以下のように野心的であるべきである。・各KPIs値の重要な改善を表し、「Business as Usual（成り行きの場合）」シナリオを超えるものであり、・可能な場合には、ベンチマーク又は外部参照情報と比較し、・企業発行体の場合には全体的なサステナビリティ／ビジネス戦略と整合し、・債券発行前（又は発行時）に設定された時間軸に基づき決定されている。 | 2-原則(1)べきである |  |
| ✓目標は複数のベンチマーク手法の組み合わせに基づき設定されるべきである。・発行体自身の最低でも過去３年分のパフォーマンス。実現可能な場合には選択したKPIsに関する測定実績が、また、可能な場合には選択したKPIの将来の予測情報が望ましい。・発行体の同業他社等との比較。すなわち、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社と比較した場合におけるSPTsの相対的な位置付けについて（平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスのパフォーマンス水準なのか）、若しくは現在の業界又はセクター基準と比較した相対的位置づけ。・科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値（例：炭素予算等）の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式の目標（気候変動に関するパリ協定、ネットゼロ目標、持続可能な開発目標（SDGs）、昆明・モントリオール生物多様性枠組等）の体系的な参照、若しくは広く認知されたBAT（利用可能な最良の技術）又は発行体の環境・社会課題に関連性のあるターゲットを決定するためのその他指標の体系的な参照。  | 2-原則(1)べきである |  |
| ✓ 目標は、最低限、国・地域・国際的な公式目標に沿ったものを設定すべきである。また可能であれば、これらで設定されている目標の水準を超えることを目指すべきである。 | 2-解説(2)べきである |  |
| ✓目標設定に関する開示は、以下について明示すべきである。・目標達成に関するタイムライン（目標確認期日／期間、トリガー事象及びSPTsの頻度を含む）・関連する場合には、KPIsの改善を示すために選定された検証済みのベースライン又は参照値、及びそのベースライン又は参照値が採用された根拠（日付／期間を含む）・関連する場合には、どのような場合に、ベースラインの再計算又は試算の調整が生じるのかに関する説明・可能な場合には、競争又は秘密保持に配慮した上で、発行体がどのようにSPTsを達成するのか・想定される場合には、SPTsの達成に影響を及ぼし得る、発行体が直接的に管理することができない他の重要な要因 | 2-原則(2)べきである |  |
| ✓目標設定に関する開示事項について、発行体のESGに関する包括的な目的、戦略、方針又はプロセスの文脈の中で説明することが奨励される。 | 2-原則(2)奨励される |  |
| ✓サステナビリティ・リンク・ボンドの信頼性向上の観点から、発行体は、自身が事前に設定したSPTsを達成するために想定しうる手段や取組について、競争上の検討事項や守秘義務に配慮する事項等を踏まえながら言及することが望ましい。 | 2-解説(3)望ましい |  |
| ✓債券の発行後、対象範囲、KPIの方法論、又はSPTsの設定に重大な変更があった場合、発行体はこれらの変更内容について外部レビュー機関に評価を依頼することが奨励される。 | 2-原則(3)奨励される |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 3.債券の特性についてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓債券の財務的及び／又は構造的特性の変化は、当初のサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的特性に見合ったものであり、かつ意味のあるものとすべきことが望ましい。また、発行体自身のサステナビリティ向上に向けて、十分なインセンティブとして機能するものであることが必要である。  | 3-原則(1)3-解説(2)望ましい |  |
| ✓SPTsが測定不可能、又は達成状況が十分に確認できない場合の代替方法について説明すべきである。 | 3-原則(2)べきである |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 4.レポーティングについてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓サステナビリティ・リンク・ボンドの発行体は、以下の項目を含む最新の情報を容易に入手可能な形で開示すべきである。・選択したKPIsのパフォーマンスに関する最新情報（関連する場合には、ベースラインを含む）・SPTsに対するパフォーマンス、それによる債券の財務的及び／又は構造的特性への影響、及び、その影響が発生するタイミングを概説した、SPTに関する検証保証報告書 ・投資家がSPTsの野心度を測るために有用なあらゆる情報（例：発行体のサステナビリティ戦略や関連するKPI／ESGガバナンスの情報の更新、並びにより一般的なKPIs／SPTsの分析に関連する情報等） | 4-原則べきである |  |
| ✓レポーティングは、定期的に、少なくとも年１回、並びにサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的及び／又は構造的特性の調整につながり得るSPTsに対するパフォーマンスの評価に関連する場合は随時、公表されるべきである。 | 4-原則べきである |  |
| ✓発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドであることを表明する場合には、関連する情報を一般に開示すべきである。 | 4-解説(1)べきである |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 5.検証についてのGB・SLBGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓発行体は、最後のSPTのトリガー事象判定日に達した後まで、年１回、並びにサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的及び／又は構造的な特性の調整につながり得るSPTに対するパフォーマンスの評価に関連する際は随時、監査法人又はサステナビリティコンサルタントなどの関連した専門的知見を有し適格な外部レビュー機関 より、各KPI値の各SPTに照らしたパフォーマンスについて独立した外部検証（例：限定的保証、又は合理的保証等）を受けるべきである。 | 5-原則べきである |  |
| ✓SPTsに対するパフォーマンスに係る外部検証は、公開情報として開示されるべきである。 | 5-原則べきである |  |

【グリーンローンの場合】

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1.調達資金の使途についてのGL・SLLGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓グリーンローンの基本的な決定要因は、ローンによる調達資金がグリーンプロジェクト（R&D費を含めたその他の関連及び付随的支出を含む）のために使われることであり、そのことは、融資文書、及び該当する場合は資金調達のマーケティング資料及び／又はグリーンローン・フレームワークにおいて、適切に記載されるべきである。 | 1-原則(1)べきである |  |
| ✓調達資金の使途となる全てのグリーンプロジェクトは、明確な環境上の便益を有すべきであり、その便益は借り手によって評価され、実現可能な場合は定量的に示されるべきである。  | 1-原則(1)べきである |  |
| ✓調達される資金の全て又は一部をリファイナンスに充当する場合、借り手は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を提供することが望ましい。 | 1-原則(2)望ましい |  |
| ✓適切な場合には、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象となり得るかを明らかにするとともに、関連する範囲内で、リファイナンスの対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）も明らかにすべきである。 | 1-原則(2)べきである |  |
| ✓長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンローンによる資金調達を通じてリファイナンスを行う場合は、融資時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部レビュー機関による評価を受け確認するべきである。  | 1－解説(6)べきである |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 2.プロジェクトの評価と選定のプロセスについてのGL・SLLGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓グリーンローンの借り手は、以下の点を貸し手に対して明確に伝えるべきである。・グリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標・借り手が、資金調達予定のグリーンプロジェクトが、適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス・関連するプロジェクトに付随すると認識された、実際の又は潜在的な、環境的、社会的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報 | 2-原則(1)べきである |  |
| ✓充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合には、借り手は、上記のほか、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目標に合致すると判断するための規準（Criteria）についても策定し、事前に貸し手に説明すべきである。 | 2-解説(1)べきである |  |
| ✓調達資金の使途の貸し手への説明は、貸し手その他の関係者が資金使途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の分類を示して行うべきである。 | 2-解説(3)べきである |  |
| ✓調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。 | 2-解説(3)望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトの評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、それらについても事前に貸し手に説明することが望ましい。 | 2-解説(6)望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、環境関連部署などの専門性のある部署や、外部レビュー機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。 | 2-解説(8)望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果を持つ場合には、貸し手その他の関係者が適切に評価出来るよう、借り手は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。 | 2-解説(11)べきである |  |
| ✓借り手はまた、以下を実施することが奨励される。・上記の情報を、借り手の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、方針、及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること。・関連する場合は、政府又は市場ベースのタクソノミー、関連する適格性規準（該当する場合は除外規準を含む）とプロジェクトの適合に関する情報を提供し、及び、プロジェクト選定において参照した環境基準又は認証を公開すること。・関連するプロジェクトから生じる、社会及び／又は環境への負のインパクトによる既知又は潜在的な重大なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。そのような緩和策には、明確かつ関連するトレードオフ分析の実施及び借り手が潜在的なリスクを有意義であると評価する場合に必要となるモニタリングが含まれ得る。 | 2-原則(2)奨励される |  |
| ✓環境基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。 | 2-解説(17)望ましい |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 3.調達資金の管理についてのGL・SLLGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓透明性を維持し、商品の誠実性を促進するため、グリーンローンの調達資金は、専用口座に入金されるか、借り手によって適切な方法で追跡されるべきである。  | 3-原則(1)べきである |  |
| ✓調達資金の管理は、グリーンプロジェクトに対する借り手の投融資業務に関連した正式な内部プロセスにおいて、借り手によって証明されるべきである。 | 3-原則(1)べきである |  |
| ✓借り手は、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を貸し手に知らせるべきである。 | 3-原則(1)べきである |  |
| ✓未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めることが望ましい。 | 3-解説(1)望ましい |  |
| ✓借り手は、グリーンローンにより調達される資金の追跡管理の方法について、貸し手への事前説明が望ましい。 | 3-解説(3)望ましい |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 4.レポーティングについてのGL・SLLGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓借り手は、資金使途に関する最新の情報を作成・維持し、容易に入手できるようにすべきであり、このような情報は、グリーンローンが全額実行されるまで（又は、リボルビング・クレジット・ファシリティの場合はファシリティ期限まで）年に一度は更新し、かつ、重要な変化があった場合は速やかに更新すべきである。この年次報告書には、グリーンローンの調達資金を充当されているグリーンプロジェクトのリスト、各グリーンプロジェクトの概要、充当された資金の額、期待されるインパクト、また可能な場合には達成されたインパクトを含めるべきである。 | 4-原則(1)べきである |  |
| ✓守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合又は対象プロジェクトの数が多く詳細な情報を提供することが制限される場合、グリーンローン原則は情報を一般化した形又は集計したポートフォリオ単位（例えば、一定の分類への充当割合）で提示することが望ましい。 | 4-原則(1)望ましい |  |
| ✓借り手は、グリーンローンであることを表明する場合には、グリーンローンにより調達した資金の使用に関する最新の情報を、資金調達後に一般に開示することが望ましい。 | 4-解説(2)望ましい |  |
| ✓「グリーンプロジェクトの概要」には、そのプロジェクトの進捗状況を含む。未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法が開示事項に含まれることが望ましい。 | 4-解説(4)望ましい |  |
| ✓調達資金を既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当した場合、上記の開示事項には、ⅰ）調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、ⅱ）どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当されたのか、が含まれることが望ましい。  | 4-解説(5)望ましい |  |
| ✓期待される及び／又は達成されたプロジェクトのインパクトを伝える上では、透明性が特に重要である。そのためにグリーンローン原則は、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、実現可能な場合には、定量的なパフォーマンス指標（例えば、エネルギー容量、発電量、温室効果ガスの削減／回避量等）を使用すること及び定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定を開示することが望ましい。 | 4-原則(2)望ましい |  |

【サステナビリティ・リンク・ローンの場合】

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1.KPIsの選定についてのGL・SLLGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所しなければならない／べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓何よりもまず、KPIは借り手の中核となるサステナビリティ及び事業戦略にとってマテリアルでなければならず、また、自社の属する産業セクターに関連するESG課題に対応するものでなければならない。 | 1-原則しなければならない |  |
| ✓KPIsは、以下でなければならない。・借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、並びに、借り手の現在及び／又は将来的な事業において戦略的に大きな意義があるもの。・一貫した方法に基づき測定可能、又は定量化が可能なもの。・ベンチマーク化が可能であること（すなわち、SPTの野心度に関する評価を容易にするために、可能な限り、外部参照情報又は定義を活用する）。 | 1-原則しなければならない |  |
| ✓借り手はKPIsの明確な定義を提示すべきであり、その定義は、適用対象範囲やパラメーター、及び計算の方法論、ベースラインの定義を含めるべきである。実現可能な場合には業界基準及び／又は同業他社とベンチマーク化がなされるべきである。 | 1-原則べきである |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 2.SPTsの設定についてのGL・SLLGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所しなければならない／べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓SPTsは真摯かつ誠実に設定され、ローンの期間中を通じて（当てはまる限りにおいては）関連性があり、かつ野心的であり続けなければならない。  | 2-原則(1)しなければならない |  |
| ✓ローン期間中の各年について、KPI毎に年次のSPTを設定することが望ましい。 | 2-原則(1)望ましい |  |
| ✓借り手は、可能な場合には、競争上の検討事項や守秘義務に配慮した上で、SPTsの達成に決定的な影響を与えうるあらゆる戦略的情報も強調すべきである。  | 2-原則(1)べきである |  |
| ✓ SPTsは野心的であるべきで、以下の要素を考慮すべきである。・各KPIs値の重要な改善を表し、「Business as Usual（成り行きの場合）」シナリオと規制上要求される目標の両方を超えるものであり、・可能な場合には、ベンチマーク又は外部参照情報と比較し、・借り手の全体的なサステナビリティ戦略と整合し、・ローンの組成前又は組成時にあらかじめ設定された時間軸に基づいて決定される。 | 2-原則(1)べきである |  |
| ✓いかなるSPTsも直近のパフォーマンス水準に基づくべきであり、以下のベンチマーク手法の組み合わせに基づき設定されるべきである。・借り手自身の最低でも過去３年分のパフォーマンス。実現可能な場合には、選択したKPIsに関する測定実績が望ましい。・借り手の同業他社等との比較。すなわち、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社と比較した場合におけるSPTsの相対的位置付けについて（平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスのパフォーマンス水準なのか）、若しくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置付け。・科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値（例：炭素予算等）の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式目標（気候変動に関するパリ協定、ネットゼロ目標、持続可能な開発目標（SDGs）等）の体系的な参照、若しくは広く認知された利用可能な最良の技術やESGテーマ全体に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照。  | 2-原則(1)べきである |  |
| ✓目標や基準値等の普及の程度や性質（努力目標なのか、最低限達成すべき数値なのか、等）を踏まえ、当該目標や基準値を参照する理由や野心度について、丁寧に説明することが望ましい。  | 2-解説(2)望ましい |  |
| ✓目標設定に関して貸し手に情報を提供する際には、以下について明確に言及するべきである。・目標達成に関するタイムライン（目標確認期日、トリガー事象、及びSPTsのレビュー頻度を含む）・関連する場合には、KPIsの改善を示すために選定された検証済みのベースライン又は科学に基づく参照値、及び当該ベースラインや参照値を利用する根拠（日付／期間を含む）・関連する場合には、どのような場合に、ベースラインの再計算又は試算の調整、及び／又はKPIs及びその後のSPTsの再計算が行われるか・可能な場合には、競争上の検討事項及び秘密保持に配慮した上で、借り手がどのようにSPTsを達成するのか・SPTsの達成に影響を及ぼし得る、借り手が直接的に管理することができない他の重要な要因 | 2-原則(2)べきである |  |
| 適切なKPIsとSPTsは、取引ごとに、借り手と貸し手グループの間で決定及び設定するべきである。 |  |  |
| ✓外部レビュー機関は、契約前のSPOにおいて、選定されたKPIsの関連性・頑健性・信頼性、設定されたSPTsの根拠及び野心度、選定されたベンチマークとベースラインの関連性と信頼性、及びSPTsの達成に向けた戦略の信頼性について、該当する場合にはシナリオ分析も活用しながら、評価すべきである。  | 2-原則(2)べきである |  |
| ✓契約後については、対象範囲、KPIの方法論、SPT（s）の設定に重大な変更があった場合、借り手は、これらの変更内容について外部レビュー機関に評価を依頼することが奨励される。  | 2-原則(2)奨励される |  |
| ✓サステナビリティ・リンク・ローンの信頼性向上の観点から、借り手は、自身が事前に設定したSPTsを達成するための想定しうる手段や取組について競争上の検討事項や守秘義務に配慮する事項等を踏まえた上で言及することが望ましい。  | 2-解説(6)望ましい |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 3.ローンの特性についてのGL・SLLGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓サステナビリティ・リンク・ローンの主な特性は、経済的な結果が、選択し事前に定義したSPTsを満たすかどうかに連動することである。借り手自身のサステナビリティ向上に向けて、十分なインセンティブとして機能することが必要である。  | 3-原則3-解説(1)- |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 4.レポーティングについてのGL・SLLGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓借り手は、少なくとも年１回、ローンに参加する貸し手に以下を提供すべきである。・貸し手がSPTsのパフォーマンスをモニタリングし、SPTsが引き続き野心的で借り手のビジネスに対し関連性がある状態に変わりないことを判断するために十分な最新の情報。・当該年のSPTsに対するパフォーマンスと、融資の経済的特性について関連する影響、及びその影響が発生するタイミングについて概説した検証報告書を添付したサステナビリティ確認書。  | 4-原則(1)べきである |  |
| ✓サステナビリティ・リンク・ローンの市場では透明性が特に重視されるため、借り手は、SPTs算出及び／又は仮定の前提となる方法論の詳細を含む、SPTsに関連する情報を一般に開示することが奨励される。  | 4-原則(2)奨励される |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 5.検証についてのGL・SLLGLs適合性確認 |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所しなければならない／べきである／望ましい／奨励される | 確認方法 |
| ✓借り手は、最後のSPTのトリガー事象判定日に達した後まで、サステナビリティ・リンク・ローンの経済的特性の調整につながり得るSPTに対するパフォーマンスの評価に関連する際は随時、各KPIの各SPTに対するパフォーマンス水準について、独立した外部検証を取得しなければならない。 | 5-原則しなければならない |  |
| ✓検証はサステナビリティ・リンク・ローン原則に必要な要素であり、監査機関（限定的保証又は合理的保証による）、環境コンサルタント、及び／又は独立格付機関等の、関連する専門的知見を有する適格な外部レビュー機関が実施すべきである。  | 5-原則べきである |  |
| ✓ SPTsに対するパフォーマンスの検証は、適時に貸し手と共有されなければならず、適切な場合は、一般に開示されなければならない。 | 5-原則しなければならない |  |

（２）外部レビュー業務実施の際の、GB・SLBGLs第２章第２節の２－２（６）又はGL・SLLGLs第２章第２節の５（８）に示す「レビューを付与する外部機関が則るべき事項」を担保する方法等についてご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（３）GB・SLBGLs又はGL・SLLGLs適合性確認を実施することができる専門人材等を確保し、専門的能力を育成するために実施している取組についてご記載ください。なお、専門人材等の確保及び専門的能力の育成を行うための必要な措置に関しては、金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の原則２とその指針をご参照ください。

|  |
| --- |
|  |

（４）外部レビュー業務実施の際の方法論（社内マニュアル等）についてご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（５）外部レビュー業務の実施に係る料金の価格帯についてご記載ください。複数の業務メニューを行う場合は、そのメニュー毎にご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（６）金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」について賛同していることを表明した自社ウェブサイトをご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（７）（６）金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」へ賛同していることを踏まえて、読み手が原則及び指針の項目ごとの具体的な遵守状況を理解できるようどのような説明を行っているのか、ご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（８）外部レビューの付与に当たり、その品質の確保を行うために定めている基本的手続き等の内容をご記載ください。なお、品質の確保を行うための必要な措置に関しては、金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の原則１とその指針をご参照ください。

|  |
| --- |
|  |

７．業務の実施体制

業務の実施体制について、担当する組織名、全体の従事者数、並びに資金調達支援メニューごとに、責任者の氏名及び役職、従事者の役割分担及び数について記載してください。また、主な従事者について、その実績及び想定される一人当たり業務量 (年間レビュー件数 等)について記載してください。

|  |
| --- |
| **記入例（削除してご記入ください）*** 実施体制
	+ 責任者１～２名とアナリスト２～３名からなる４名程度の評価チームを構成し、必要に応じて外部委託の専門家に委託し、評価を実施する
* メンバー
	+ 従事者数：○名（うち、責任者〇名、評価担当アナリスト○名）
	+ 責任者（〇名）
		- 執行役員 ○○ ○○
			* 役割：全体統括／最終承認
			* 実績：グリーンボンドやサステナビリティ・リンク・ローンに係る信用力評価に従事。ESG関連業務に20年の実績を持つ
			* 業務量：最高責任者であり、全てのプロジェクトの統括を行い、同時に複数のプロジェクトを所管・監督する。年間○○件程度の案件の総責任者
		- 評価本部長 ○○ ○○
			* 役割：ESG全般およびサステナビリティ戦略のアドバイザー
			* 実績：入社後は、国際機関・ソブリンアナリストとしてESGを含む信用力評価に従事。ESG関連業務におよそ15年の経験を有する。
			* 業務量：複雑なプロジェクトに対して、必要に応じてアドバイザーとして関与。同時に３個程度のプロジェクトを担当。年間20件程度のレビューの監督を行う
		- マネージャー ○○
			* 役割：プロジェクトのマネジメント
			* 実績：国際機関・ソブリンの信用力評価、審査業務に10年の経験を有する
			* 業務量：実質的な実務上の責任者。チームリーダーとして関与。同時に２,３個程度のプロジェクトを担当。年間15件程度のレビューに関与
	+ 従事者（評価担当：○名）
		- 氏名（仮名）：シニアアナリストA
			* 役割：評価リーダー
			* 主な実績：国内外企業の脱炭素・循環型社会移行プロジェクトにおける戦略策定支援。トランジション・ファイナンスにおける国際的ガイドラインに基づく評価の主導経験あり。
			* 業務量：50%稼働で同時に２つのレビューを掛け持ちし、アナリストと共にレビューを進めていく。年間10件程度のレビューに関わる。
		- 氏名（仮名）：シニアアナリストB
			* 役割：評価アシスタント
			* 主な実績：事業会社の信用格付業務に長らく従事。事業性評価やインパクトファイナンスについて知見が高い。
			* 業務量：50%稼働で同時に２つのレビューを掛け持ちし、アナリストと共にレビューを進めていく。年間10件程度のレビューに関わる。
		- 氏名（仮名）：アナリストA
			* 役割：財務分析
			* 主な実績：地方銀行において融資業務の経験を有する。
			* 業務量：１つのレビューに専念。年間５件程度のレビューに関わる。
 |

注1　A4版２枚以内程度とする。

注2　支援メニューごとに担当するチームの構成、役割分担を記載してください。

８．業務に係る単価について

確認の上、チェックボックスにチェックをしてください。

□下記記載は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十一条（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）に則り、受益性を排し、実際事業に要する経費に基づくものである。

契約額の見積もりに際し、業務従事者の役職毎に想定される価格帯についてご記載ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 役職 | 価格帯（1日当たり） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※補助金交付申請の際に、上表記載の価格帯及び実施する支援内容から推定される適正価格と、申請額との間で大きな乖離が見られる場合、理由の説明を求めることがあります。

９．グリーンボンド等の資金調達支援の実績

過去にグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等の資金調達を支援した実績や、類似の実績があれば、業務名、それぞれの業務の概要等を可能な範囲で記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 依頼者 |  |  |  |
| 支援の形態 |  |  |  |
| 履行時期 |  |  |  |
| 業務の概要及び特徴等（公募債に係る実績の場合又はその他可能な　場合であれば、　支援対象商品の詳細＜債券/融資の種類、名称、発行/調達額、発行/調達日等＞を記入してください。） |  |  |  |
| 主たる担当者 |  |  |  |

注１ 本様式は、A4版４枚以内に記載すること。

注２ 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

10．組織の環境配慮経営等への取組状況

下記の表について、当てはまる項目にチェックを付けて、その証左となる資料を提出してください。なお、環境専門部署の設置、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則への署名以外の項目については、貴社に関連する持ち株会社等によるものであっても構わないものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①環境専門部署を設置し、そのことを　公表している。 | 　 | ②環境方針を策定・公表している。 | 　 |
| ③環境マネジメントシステム認証を　取得している。 | 　 | ④環境報告書を作成している。 | 　 |
| ⑤持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）に署名している。 |  | ⑥環境情報開示基盤整備事業に参加している。 | 　 |
| ⑦RE100へ加盟している。 |  | ⑧エコ・ファーストの認定を受けている。 |  |
| ⑨PRI・PRBへ署名している。 |  | ⑩その他（グリーンボンド原則への登録、CBIのapproved verifier、エコアクション21取得、SBT設定等）。 |  |

11．コンプライアンスへの取組状況

下記の表について、当てはまる項目にチェックを付けて、可能な場合その証左となる資料を提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| コンプライアンスに係る専門部署を　設置している。 | 　 | 罰金刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者ではないこと。 | 　 |
| 顧客情報の保護方針を定めて公表している又は顧客に説明している。 |  |  |

12．貴社の財務状況について

下記の表に、貴社の財務状況をご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 前々期 | 前期 | 参考：今期（見込）(入力任意) |
| 　／　　期 | 　／　　期 | 　／　　期(見込) |
| 売上高 | 　 | 　 | 　 |
| 営業損益 | 　 | 　 | 　 |
| 経常損益 | 　 | 　 | 　 |
| 税引後当期損益 | 　 | 　 | 　 |
| 純資産 | 　 | 　 | 　 |

13．グリーンファイナンスポータル掲載の自社紹介文について

グリーンファイナンスポータルに掲載する、貴社の紹介文をご記載ください。（200字以内）

（別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社は、下記事項について、「令和７年度グリーンファイナンスサポーターズ制度への登録申請書」の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が登録支援者の登録の抹消その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表。）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）登録を受ける者として不適当な者

ア　 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）以下の不適当な行為をする者

ア　 暴力的な要求行為を行う者

イ　 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　 偽計又は威力を用いて環境省大臣官房会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　 その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を本事業に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、本事業の担当官等へ報告を行います。

以上